

検察の理念

この規程は、検察の職員が、いかなる状況においても、目指すべき方向を見失うことなく、使命感を持って職務に当たるとともに、検察の活動全般が適正に行われ、国民の信頼という基盤に支えられ続けることができるよう、検察の精神及び基本姿勢を示すものである。

検察は、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するため、重大な役割を担っている。我々は、その重責を深く自覚し、常に公正誠実に、熱意を持って職務に取り組まなければならない。

刑罰権の適正な行使を実現するためには、事案の真相解明が不可欠であるが、これには様々な困難が伴う。その困難に直面して、安易に妥協したり屈したりすることのないよう、あくまで真実を希求し、知力を尽くして真相解明に当たらなければならない。

あたかも常に有罪そのものを目的とし、より重い処分の実現自体を成果とみなすかのごとき姿勢となってはならない。我々が目指すのは、事案の真相に見合った、国民の良識にかなう、相応の処分、相応の科刑の実現である。

そのような処分、科刑を実現するためには、各々の判断が歪むことのないよう、公正な立場を堅持すべきである。権限の行使に際し、いかなる誘引や圧力にも左右されないよう、どのような時にも、厳正公平、不偏不党を旨とすべきである。また、自己の名誉や評価を目的として行動することを潔しとせず、時としてこれが傷つくことをもおそれない胆力が必要である。

同時に、権限行使の在り方が、独善に陥ることなく、真に国民の利益にかなうものとなっているかを常に内省しつつ行動する、謙虚な姿勢を保つべきである。

検察に求められる役割を果たし続けるには、過去の成果や蓄積のみに依拠して満足してはならない。より強い検察活動の基盤を作り、より優れた刑事司法を実現することを目指して、不断の工夫を重ねるとともに、刑事司法の外、広く社会に目を向け、優れた知見を探求し、様々な分野の新しい成果を積極的に吸収する姿勢が求められる。

これらの姿勢を保ち、使命感を持って各々の職務に取り組むことを誇りとし、刑事司法の一翼を担う者として国民の負託に伝えていく。

出典：検察庁作成資料

令和3年4月23日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

るということは国民の信頼という基盤によって立つことにも照らしますと避けるべきと考えまして、国家公務員法上の勤務延長の規定は、法文上、検察官に適用しないという規定を置きまして、検察官の役降りの特例も置かないこととするなどの内容を変更したものでございます。

○階委員 いや、法案の今回の内容を聞いているわけじゃなくて、解釈変更は維持されているという前提の法案になっているという問題を認めているわけですよ。解釈変更は維持されているという事でいいんですよね。まず、前提として確認させていただきます。

○上川国務大臣 先回の手続の中で、解釈変更について行った、これは維持している上でということでございます。

○階委員 維持する必要性はどこにあるんですか。黒川氏以外、解釈変更されたものが適用された事例はなかったと聞いていますよ。余人をもって代え難いじゃなくて、余人をもつて適用し難い、そんな解釈変更をなぜ維持する必要があるんですか。維持する必要性をお答えください。

○上川国務大臣 今御指摘いただきました解釈変更についてでございますが、これは、一般の国家公務員に勤務延長制度が導入されました昭和五十六年当時と比べまして検察官を取り巻く情勢が大きく変化したことを踏まえまして、検察官につきましても定年後も引き続きその職務を担当させることが公務遂行上必要な場合があると考えられたことから、関係省庁と協議をするなど適正なプロセスを経て行われたものと承知しております。

それ自体が誤っていたというものはなく、撤回する必要はないものと考えております。

○階委員 いや、そしたら、じゃ、今度は法案の方がおかしいということになるでしょう。必要があるから解釈変更は維持すると言ったのなら、今回の法案は、必要があるのに適用しないということにしたということですか。必要があるのに解釈変更は適用しない、そういう理解でよろしいですか。

○上川国務大臣 適用除外規定を置くこととしたところでございますが、御指摘のとおりでございますが、もつとも、法務省におきましては、昨年の通常国会に提出した法案につきまして、先ほど来申し上げたとおり、国民の皆様の理解が十分に得られなかった、また国会外でも様々な指摘があったことについて重く受け止めて、今回の法案では、法文上、国家公務員法上の勤務延長の規定は検察官に適用しないという規定を置きまして、検察官について勤務延長をすることができないということとしたところでございます。

○階委員 何を言っているかよく分からないのですけれども、解釈変更をなぜ維持する必要があるのかと言ったら、様々な情勢変化があつて維持しなくちゃいけないということを言っているんだけれども、じゃ、なぜ法案についてはそれを適用しないということにしたのかと言うと、検察官に対する批判があつたからということをおっしゃるわけですね。

どうなんですか。本当のところは必要があるというところをおっしゃっていて、でも、しようがない

いから、いろいろ批判が出たからしようがないのでやむなく外した、そういう考えなんですか。

大臣、自分の言葉で答えてください。ちゃんと理解していたら、こういうことに対して自分の言葉で答えられるはずですよ。

○上川国務大臣 御指摘の解釈変更につきまして、先ほど述べたとおりでございますが、必要がありということ、適正なプロセスを経て行われたものと承知しております。

法務省といたしましては、先ほど来申し上げて、繰り返しになるところでございますが、昨年の通常国会に提出した法案につきまして、国民の皆様からの理解が十分に得られなかったことを大変重く受け止めて、同じ内容の法案を再び提出することは避けるべきと考えたところでございます。検察官に勤務延長の規定を適用しないという政策判断を行ったところでございます。

国家公務員法上の勤務延長を検察官に適用しないという規定を置くことといたしましたのは、御指摘の解釈変更を前提としつつも、今後は検察官に勤務延長の規定を適用しないということを明文で定めたものでございまして、従前の解釈変更を改める解釈変更を行ったものではございません。

○階委員 必要があるけれども、今回、批判があるので法文では適用しないということにしましたということとすと、新たな疑問が生じるわけですよ。

というのは、前回、解釈変更を何のためにやっただと聞いたときに、法案を作成する過程で検討しましたと言っていたわけですよ。つまり、法

検察官の勤務延長の必要性についての令和元年10月末頃時点での考えを改めることとした理由

令和2年4月16日
法務省

法務省においては、検察官の定年引上げに関する検察庁法の改正案策定の過程において、昨年（令和元年）10月末頃時点では、退官や異動により補充すべきポストが一斉に生じるおそれがあるか否かという視点のみから検討し、検察官については、勤務延長及び役職定年の特例がなくとも、公務の運営に著しい支障が生じるなどの問題が生じることは考え難いと結論付けていた。

しかしながら、検察庁法の改正を含む法律案の提出に至らず、本年の通常国会への提出までに時間ができたことから、昨年12月頃から、担当者において、改めて検討・作業等を行った。

その際、検察官に勤務延長は適用されないとの従前の解釈を維持するのが妥当かという観点に立ち戻って検討を行った結果、

- (1) 国家公務員法に勤務延長制度が導入された昭和56年当時と比べ、例えば、国際間を含めた交通事情は飛躍的に進歩し、人や物の移動は容易になっている上、インターネットの普及に伴い、実際に人が移動しなくても、各種情報の交換や諸々の手続などが簡単に行えるようになっているなど、社会経済情勢は大きく変化し、多様化・複雑化している
- (2) これに伴い、犯罪の性質も、例えば、海外に拠点を置いた国際的な組織犯罪や捜査手法に工夫を要するサイバー犯罪なども多く発生している状況にあり、複雑困難化している

というように、犯罪の捜査等に当たる検察官を取り巻く情勢は、昭和56年当時と比べ、大きく変化しており、検察官についても、業務の性質上、退職等による担当者の交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずることが、一般の国家公務員と同様にあると考えられたものである。

出典：法務省作成資料

令和3年4月23日（金） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

る。

第二十条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、検察官に任命することができない。

一・二 (略)

② 前項の規定により検察官に任命することができない者のほか、年齢が六十三年に達した者は、次長検事又は検事長に任命することができない。

第二十条の二 検察官については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六十条の二の規定は、適用しない。

第二十二條 検察官は、年齢が六十五年に達した時に退官する。

② 検察官については、国家公務員法第八十一条の七の規定は、適用しない。

③ 法務大臣は、次長検事及び検事長が年齢六十三年に達したときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に検事に任命するものとする。

(削る)

第二十九條 検察庁の職員は、他の検察庁の職員と各自の取り扱うべき事務について互いに必要な補助をする。

る。

第二十条 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各号の一に該当する者は、これを検察官に任命することができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者

(新設)

第二十二條 検事総長は、年齢が六十五年に達した時に退官する。その他の検察官は年齢が六十三年に達した時に退官する。

(新設)

(新設)

第二十九條及び第三十條 削除

第三十一條 検察庁の職員は、他の検察庁の職員と各自の取り扱うべき事務について互に、必要な補助をする。

5 仮放免許可申請に係る経緯

Aは、令和3年1月4日、名古屋局主任審査官に対し、仮放免許可申請を行った。その際提出された仮放免許可申請理由書には、Aの自筆のローマ字で、収容前に同居していたスリランカ人の彼氏から暴力を受けた旨、彼氏から収容中のA宛てに「スリランカに帰ったらあなたに罰を与える」などと書かれた手紙が届いたためスリランカに帰国したくない旨及び支援者としてAと度々面会をしていた日本人女性とともに暮らしたい旨などが記載されていた。

同申請に対しては、2月15日、名古屋局主任審査官が不許可処分とすることを決し、2月16日、Aにその旨が告知された。この不許可処分は、第2の1(2)記載のとおり、Aが不法残留となった後に一時所在不明となっていた経緯や、Aには面会に訪れていた支援者を除いて本邦に身寄りがなく、所持金も僅少であったことなどを考慮して行われたものである。

Aは、2月22日、名古屋局主任審査官に対し、2回目の仮放免許可申請をした。その際提出された仮放免許可申請理由書（Aと度々面会をしていた支援者からの聴き取りによれば、当該支援者の側でAに内容の確認を得て作成した上で差し入れ、Aが名古屋局に提出したものであるとのこと。）には、体調が悪く、外の病院で点滴を受けたいが受けられない旨、職員にきちんと話を聞いてもらえないのでストレスが大きい旨及び外に出て検査を受けて安心したい旨などが記載されていた。この申請については、Aが死亡した3月6日時点で、許可又は不許可の判断は未だされていなかった。

もともと、名古屋局においては、コロナ禍の現状において本邦からの退去を拒む者の速やかな送還に一定の困難が伴うことに加え、Aの介助を要することなどにより生じていた看守勤務員の負担軽減のための措置を講じる必要があること、3月4日に丁病院精神科において新たな薬剤が処方されたことなどを踏まえ、仮放免を許可することを検討する方針とし、前記3(1)のとおり、3月5日にAに対する面接を実施していた。

6 本件発生当時の名古屋局診療室の診療体制等

(1) 医師

ア 甲医師（内科・呼吸器科・アレルギー科・嘱託の非常勤）

診察日時は、原則として、毎週月曜日午後1時15分から午後3時15分まで及び毎週木曜日午後1時15分から午後3時15分まで。

イ 丙医師（整形外科・嘱託の非常勤）

診察日時は、原則として、毎月第三火曜日午後3時から午後5時まで。

(2) 看護師

ア 看護師（嘱託の非常勤）1名

出典：法務省作成資料

令和3年4月23日（金）衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）

1 仮放免の運用の原則

(1) 【非公表】

ア 【非公表】

(注1) 【非公表】

(注2) 【非公表】

イ 【非公表】

(2) 仮放免を許可することが適当とは認められない者

仮放免を許可することが適当とは認められない者(注3)は、送還の見込みが立たない者であっても収容に耐え難い傷病者でない限り、原則、送還が可能となるまで収容を継続し送還に努める。【以下、非公表】

(注3)「仮放免を許可することが適当とは認められない者」とは、次に掲げる者又はそれらに相当する者をいい、特に①から④に該当する者については、重度の傷病等、よほどの事情がない限り、収容を継続する。

- ① 殺人、強盗、人身取引加害、わいせつ、薬物事犯等、社会に不安を与えるような反社会的で重大な罪により罰せられた者
- ② 犯罪の常習性が認められる者や再犯のおそれが払拭できない者
- ③ 社会生活適応困難者(DV加害者や社会規範を守れずトラブルが見込まれる者など)
- ④ 出入国管理行政の根幹を揺るがす偽装滞在・不法入国等の関与者で悪質と認められる者
- ⑤ 仮放免中の条件違反により、同許可を取り消し再収容された者
- ⑥ 難民認定制度の悪質な濫用事案として在留が認められなかった者(平成30年1月12日法務省管在第2号による改正後の入国・在留審査要領第12編第26節第2の3に定めるところにより在留制限の対象とされた者のほか、難民認定申請中であることを理由に「特定活動」の在留資格を付与されたものの法第24条第4号イ等該当により退去強制令書が発付された者をいう。)
- ⑦ 退去強制令書の発付を受けているにもかかわらず、明らかに難民とは認められない理由で難民認定申請を繰り返す者(この判断に当たっては、難民性に関し地方入国管理局難民調査担当部門又は審査請求中にあつては難民審判担当部門の意

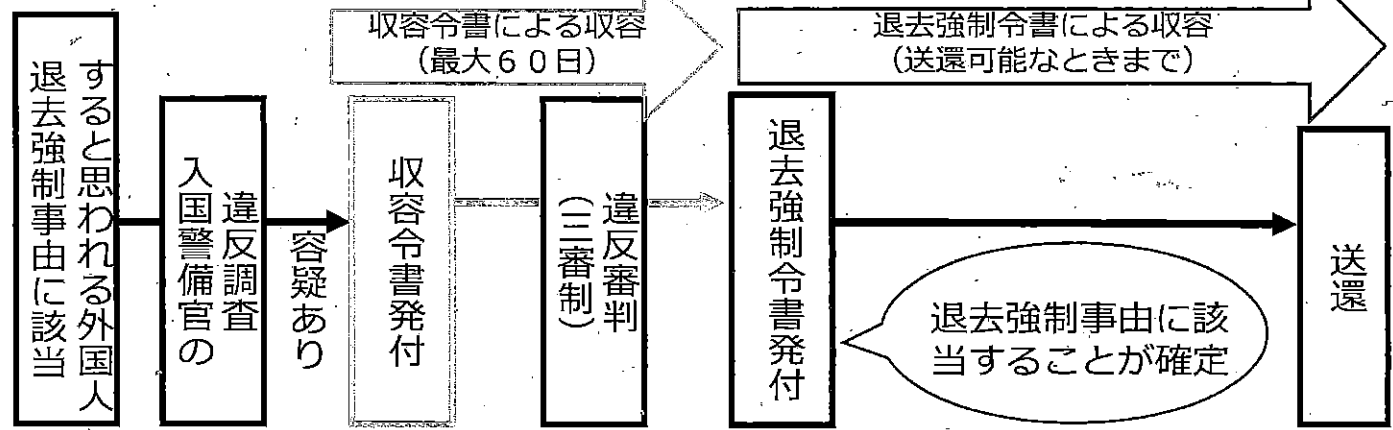
¹²⁵ 仮放免運用方針の一部の公表を差し控えている理由について、政府は、「公にすることにより、公共の安全と秩序の維持及び仮放免事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ためとしている。(参議院議員福島みずほ君提出外国人の収容および「送還忌避」に関する質問に対する答弁書(内閣参質200第84号令和元年12月13日))なお、本資料においては、公表された仮放免運用方針ではマスキング(黒塗り)をされている箇所について、便宜上「【非公表】」と表記している。

現行法の課題と改正法案の内容・効果④／⑥

	現行法	課題	改正法案	効果	
長期切な収容の遇解の消実及び①	収容に代わる監理措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収容を解く手段は仮放免のみ ・ 仮放免される際は保証金を納付（逃亡した場合等は没取）（第54条第2項、第55条第3項） ※ <u>仮放免は、本来、健康上の理由等による一時的な収容の解除のためのもの</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮放免は外に出た場合の管理の手段が不十分 ・ そのために仮放免が認められない場合の収容が長期化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 逃亡等を防止できる場合に監理人による監理に付する監理措置を創設（第44条の2～第44条の9/第52条の2～第52条の7） ・ 保証金は必要（第44条の2第1項/第52条の2第1項） ・ 逃亡した場合等の罰則を整備（第72条第4号） 	収容の長期化を防止しつつ収容しない者を適切に管理・援助
	仮放免	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮放免は健康上の理由がある場合等に限定（第54条第2項） ・ 保証金は廃止（同上） ・ 逃亡した場合等の罰則を整備（第72条第7号） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮放免は健康上の理由がある場合等に限定（第54条第2項） ・ 保証金は廃止（同上） ・ 逃亡した場合等の罰則を整備（第72条第7号） 	本来の趣旨に沿った適正な運用が可能	

参考

【現行の退去強制手続中の収容】



【収容を解く手段】

現行：仮放免

改正後：仮放免+監理措置

出典：法務省作成資料

令和3年4月23日（金） 衆議院 法務委員会 衆議院議員 階 猛（立憲民主党）